

1 6 . 体育奨励補助金支給規程

三 菱 製 紙 健 康 保 険 組 合

体育獎勵補助金支給規程目次

第1条（主 旨）	3 頁
第2条（補 助 額）	3 頁
第3条（請求方法）	3 頁
第4条（支払方法）	3 頁
第5条（補助金支給期限）	3 頁
附 則	3 頁
別 表	4 頁

第1条（主 旨）

職場での体力づくりを推進する主旨は、

1. 休業率の減少
2. モラルの向上
3. 健康に対する意識の向上
4. 医療費の削減

等々あるが、この主旨に沿った体力づくり事業を実施したとき、健康保険組合は体育奨励費の中よりその費用の一部を補助する。

この規定はその補助金の支給基準を定めたものである。

なお、計画・実施にあたっては1人でも多くの参加者が得られるよう、また被保険者一人一人に対する動機付け、そのための環境づくりに十分な配慮が払われなければならない。

第2条（補助額）

別紙のとおり。

第3条（請求方法）

組合所定の用紙に該当事項を記入し、参加被保険者の受領印を一括取りまとめのうえ組合に請求する。

第4条（支払方法）

組合は、請求書を受領した時点で所定の確認を行い、都度現金にて支払う。

第5条（補助金支給期限）

その年4月から翌年3月までのものにつき、その年度内を限度として支給する。

附 則

この規程は、平成6年10月1日から施行する。

別 紙

体育奨励補助金

1. 事業所主催運動会：1回／年
参加被保険者1人あたり1,500円、もしくは1人あたり総費用の1／3のいずれか低い額。
2. 文体部主催 部課別対抗競技大会：各種目別 1回／年
参加被保険者1人あたり1,000円、もしくは1人あたり請求書額の1／3のいずれか低い額。
3. 部課内対抗競技大会：各種目別 2回／年以内
参加被保険者1人あたり1,000円、もしくは1人あたり請求書額の1／3のいずれか低い額。
4. 労働組合・クラブ同好会等主催のスキー・スケート・ハイキング等のレクリエーション大会
：各種目別 1回／年
参加被保険者1人あたり1,000円、もしくは1人あたり請求書額の1／3のいずれか低い額。
5. その他：
 - (イ) 費用は体育奨励の目的に沿うものに限る。
 - (ロ) 100円単位とし、100円未満四捨五入。
 - (ハ) 弁当代、写真代、交通費は対象としない。
(但し、バスのチャーター代は対象とする。)
 - (ニ) 賞品代、宿泊費、障害保険料は対象とする。
(但し、契約保養所利用時の宿泊費は対象外)
 - (ホ) 当該年度4月10日までの申請を対象とする。